

変更契約書（第3回）

全国知事会代表者会長平井伸治（以下「甲」という。）と公益社団法人日本医師会代表者会長松本吉郎（以下「乙」という。）との間に令和3年2月12日付けで締結し、令和3年6月25日及び同年11月25日付けで変更契約を締結した「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（以下「原契約書」という。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

1 原契約書の一部を以下のとおり変更する。

前文中「予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして行われる」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定により改正法第5条の規定による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく」に改め、「以下同じ。）に係る予防接種」の下に「（以下「本予防接種」という。）」を加える。

第3条中「予防接種法附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして行われる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「本予防接種」）」を「本予防接種」に改める。

第11条第2項中「予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、」を「改正法附則第14条第1項の規定により改正法第5条の規定による改正後の予防接種法第6条第3項の規定により行われたものとみなされた」に改める。

別紙3の1中「予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして行う」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定により改正法第5条の規定による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく」に改める。

別紙4の1中「予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定により改正法第5条の規定による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づき」に改める。

2 本変更の適用は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日からとする。

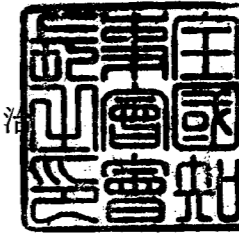
本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有することとし、その写しを甲は丙に、乙は丁に、それぞれ通知する。

令和4年（2022年） 12月9日

甲 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

全国知事会

代表者 会長 平井 伸治



乙 東京都文京区本駒込2丁目28番16号

公益社団法人日本医師会

代表者 会長 松本 吉郎

